

仙后湖

長周新聞社

〒750-0008
下関市田中町10番2号
電話 083(222)9377(代表)
FAX 083(222)9399
メールアドレス
info@choso-yu-journal.jp
振込口座 0540-0-11658
週3回刊 月ぎめ 1500円
1部/20円 郵送料1カ月550円

名古屋	中村区靖国町2-94-12
電 鋼	052(414)1250
富 山	富山市大曽 95
電 鋼	電話 076(434)6887
岡 山	倉敷市西中新田320-16
電 鋼	電話 086(425)5927
沖 繩	浦添市仲間1-2-8-102
電 鋼	電話 098(678).1805
岩 国	岩国市三笠町3-8-3
電 鋼	電話 087(21)6837
宇 宇	宇部市宇尾1-7-27
電 鋼	電話 086(31)2299
教 育	萩原市大字椿原4504番地 電 鋼 0838(22)2566

循環器
(医) 札

工事差止の認めるべきは不当判決

二二日午後二時、地権者らは市に裁判所に詫問のためかけた市民らは弁護士が駆け付けて「不測事態の文書を前に「不測事態を許さない」「離ぬないぞ」と怒りの声を上げた。

この不測事態に対し、佐賀県立港自衛隊駐屯地建設工事差止処分権者らは同弁護士会オフィス前で抗議活動を行なった。会は即座に声明を発し、「持分証券の発行を受け、三〇年以上にわたる間、所有者として取り扱われてきた権利を侵害する形にて、到底受け入れることのできない判断である」「佐賀県立港の建設に



地権者といひかゝる裁判所に詰めかけた支援者ら(111回)

佐賀空港出発建言めぐり

オースプレイ配備進め
る国の主張を丸のみ 地権者の所有権を否定

佐賀県東部の陸上自衛隊木下少佐は、地盤所有権をめぐる地盤所有権争いについて、地元の海防團長が権利者と相手として工事差し止めを求めて申し立てを行なったが、この決定が11月に下され、佐賀地方裁判所(三井教習部長)は権利者が土地の所有権(共有持分権)を取得していることの確実性を認め、工事差し止めを認めたところ判決が下された。地盤所有権者団は、この訴訟は以前からありながら、つい最近訴訟を行なう決意を示している。佐賀県中地盤建設工事をめぐり、「現在本裁判が始まっているが、対中國幹事會に訴入れ九州・南西諸島の軍備大増強が進むばかりで、佐賀県中地盤建設工事を認める裁判は、日本の軍事化を阻止するものとして全國的に注目を集めねばならない」とある。

地権者は即時抗告、本裁判も

当たつて一九九〇年五月三〇日佐賀県と福岡県漁業組合組合ならびに近畿漁協との間で締結された公害防止協定の實質は農薬使用において明確に自衛権による軍事利用を拒否する意図表示がなされている。本決定は、このもとを経て、佐賀県漁業組合は、この意図を示した。

私たちにはある育権があり、土地を持つて土地を売らなければ本法に埋立ててる。それ新規所につくの着しくいえども、明海の裁判でも連の裁判でも送りこいつの時に傭工賃が積んだ公費支給は、自衛隊との共用を認めないといふものだけではなく、有明海をやめていたためのものもあるのだ。それを簡単に見直してしまった組合に対する怒りもあるが、私たちは明海を守つていかなければならない。これから私たちた



五光油室 在押ばそ原生側の分譲用 (31回 佐賀地裁前)

原告側弁護団 決定の誤り 三義五正へ

明海漁協が設立される前に先立つて、南川副漁協の当時の顧問弁護士が、「南川副漁協」に對して、國選擇六〇管管理運營協議会（本件協議会）との間で「國選擇六〇管管理運營協議会」には、乙（南川副漁協）が登記上所有する業種などは、甲（本件協議会）及び上記共有者田中泰人格を有しない限り、甲（本件協議会）が乙（南川副漁協）に對し、登記上業種ににおける管理を委託したりといふものである。また地権者は「当然に土地は一括登記をして、會員に持分を配分する」との記載もされていいる。また地権者は「當國選擇六〇管管理運營協議會の規約（協定書）により國選擇六〇管内の持分面積の証として本券を交付する」いう持分証券が絶たれてくる。

「かうつもりだ」と決意を語り、支援者たちから応援の声が上がった。

漁業者の所
有権認めず

この敷地は、駐屯地建設予定地の所有権（共有持分権）を有する債権者



